



2010年5月11日（火）第104号

国連経社理特別協議資格NGO

国際人権活動日本委員会

〒170-0005東京都豊島区南大塚

2-33-10 東京労働会館 1F

tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431

e-mail:hmr rights@yahoo.co.jp

社会権規約第3回日本政府報告に対する カウンターレポート作成の準備進行中

— 多くのみなさんの参加を！ —

社会権規約（正式名称は「経済的社会的及び文化的権利に関する国際規約」、A規約と略称）は、「世界人権宣言」を實行あるものにするため、1966年に制定されました。

日本政府は1979年に批准し、第1回報告審査が1981年に、第2回審査は2001年8月に行われ、国際人権活動日本委員会は、全労連、自由法曹団、国民救援会、治安維持法同盟などと協力しとカウンターレポートの提出、ジュネーブでの審査傍聴、ロビー活動などを行いました。その結果、社会権規約委員会から出された「懸念と勧告」は、男女平等、雇用・労働条件、団結権、

年金制度、中高等教育の無償化、阪神淡路大震災被災者支援、「慰安婦」問題などなど多岐にわたり、多くの成果をあげることができました。

第3回報告は2006年6月までに提出するよう求められていましたが、日本政府は3年以上遅れ、2009年12月に提出しました。資料を含めると100ページにもなる膨大な報告ですが、中味は前回出された「懸念と勧告」を実施する観点のない前回と同じような報告です。

第3回日本政府の審査がいつ行われるのか、現在のところ不明です。今年の審査予定の20カ国はすでに決まっているので来

年以降になるものと思われます。

「日本委員会」では、幹事会や代表者会議で議論し、カウンターレポート作成実行委員会を立ち上げ、3月18日、4月8日の2回実行委員会を開催し、準備を始めております。今回のカウンターレポートの内容は、前回の審査で「懸念と勧告」が出されたにもかかわらず実現していない問題とこの10年の間に一層深刻になった生活と権利にかかわる課題を各団体で分担して執筆しようとしています。「こんな問題を訴えたい」という方・団体の参加をお待ちしています。

次回実行委員会は

5月17日（月）18時30分～

第2回審査のときの取り組みは

参考までに、第2回日本政府報告審査（2001年）の取り組みを振り返ってみます。

第2回報告の審査には、労働者と労働組合の権利状況について、国際民主法律家協会（日本支部）と国際人権活動日本委員会の連盟で、カウンターレポート「日本からの民の声」を提出しました。

内容は、以下のとおりです。

1. 男女平等について（規約2条、7条a項1）
 - ・わが国の男女平等の実情
 - ・賃金・昇進昇格の男女格差

2. 雇用形態による差別（規約2条、規約2条a項1）
3. 雇用失業問題（規約6条）
4. 労働時間に関して（規約7条、7条d項）
5. 団結権の侵害に関して（規約8条a項、規約8条a項2d）
6. 労働委員会制度の労働委員の任命に関して

カウンターレポートの他に、以下のような個別レポートを2000年に提出し、審査が延びたこともあり、さらに2001年に追加レポートを提出しました。

<個別レポートの内容>

（）内は提出団体・個人規約第3条に関連して

- ・男女雇用機会均等法改正後の「調停制度利用」の報告（日本航空男女格差是正の会）
- ・既婚女性に対する差別撤廃の闘い（住友ミセス差別裁判原

当面の日程

- 第3回代表者会議
 - ・5月28日（金）18時30分～
 - ・東京労働会館5F会議室

- 第4回幹事会
 - ・6月30日（火）18時30分～
 - ・東京労働会館6階応接室

- 告団)
- ・銀行における男女差別（芝信
用金庫男女差別原告団）
- ・女子学生に対する雇用差別
（就職難に泣き寝入りしない女
子学生の会）
- ・男女差別をなくすために（高
砂建設の男女賃金差別・不当
解雇撤回闘争支援共闘会議）
- 規約第6条、第7条に関連して**
- ・銀行における中高年労働者年
齢差別（銀行産業労働組合）
- 規約第7条に関連して**
- ・中国人強制連行・強制労働事
件（中国人戦争被害者の要求
を支える会）
- ・過労死、過労自殺のない「安
全かつ健康な作業状態」の実
現に向けて（働くもののいの
ちと健康を守る全国センター）
- ・公務職場（医療）での雇用形
態による処遇差別（全日本国
立医療労働組合東京地区協議
会）
- ・司法の反動化と危機にある労
働委員会制度（出版労連 明治
書院労働組合）
- ・国家公務員の長時間労働の合
理的制限（東京国家公務員労
働組合共闘会議・霞が関国家
公務員労働組合共闘会議）
- 規約第7条、8条に関連して**
- ・「賃金職員」に対する差別と

- 団体交渉拒否（全日本国立医
療労働組合）
- ・公務員職場の組合所属による
差別（全国税関労働組合）
- 規約第7条、第9条に関連して**
- ・過労性疾病患者への人権侵害
（労災打ち切り反対全国連絡会）
- 規約第7条、12条に関連して**
- ・命あるうちの解決を（建交労
・全国トンネルじん肺補償請求
団）
- 規約第8条に関連して**
- ・私立学校における組合つぶし
と人権侵害（全国私立学校教
職員組合連合）
- ・世界最大食品メーカーによる
労働組合への権利侵害（ネッ
スル日本労働組合）
- ・JR不採用問題に早急の解決を
（国労近畿闘争団）
- ・ILOの勧告に沿って政府の責任
で採用差別事件の解決をはか
れ（国労近畿闘争団）
- ・消防職員の団結権（消防職員
ネットワーク）
- ・労働委員会制度を否定する地
裁判決（職場から不当差別を
なくし国民金融公庫を発展さ
せる会）
- ・日本政府による団結権の侵害
（全国動力車労働組合（建交
労鉄道本部）
- ・三菱重工における賃金差別

- （三菱重工差別をなくす会）
- 規約第9条に関連して**
- ・医療・年金・介護など社会保
障改悪による国民福祉の後退
について（中央社会保障推進
協議会）
- ・海外寄宿舎のガス中毒に労災
認定を（滝川信吉・玖美子）
- ・疾病給付と出産補償について
（全国商工団体連合会）
- 規約第9条、その他に関連して**
- ・年金問題について（全日本
年金者組合）
- 規約第11条に関連して**
- ・阪神・淡路大震災と居住の権
利（阪神・淡路大震災救援・
復興兵庫県民会議兵庫県震
災復興研究センター）
- 規約第13条に関連して**
- ・「日の丸・君が代」強制によ
る内心の自由侵害、東京都の
教職員に対する新しい勤務評
定制度の導入について（全日
本教職員組合）
- ・教育援護費の一方的打ち切り
（馬淵 郁子）
- ・日本の高等教育について（民
主教育研究所）
- 規約第15条に関連して**
- ・文化活動を享受する権利の日
本の現状（文化団体連絡会議）
- 特別レポート**
- ・三菱重工における賃金・昇進
の（差別の）実態（三菱重工
差別をなくす会 大沢 行忠）

「歴史の記憶に関する法律」に学ぶ 第1回打ち合わせ開かれる

スペインで2007年12月に制
定された「歴史の記憶に関する
法律」は70年以上前の、フラ
ンコ独裁政治の犠牲者の名
誉を回復し、補償をするとい
う画期的な法律です。

日本の戦中・戦後の軍国主
義的圧制と侵略戦争・植民地
化による内外の多くの犠牲者
に対し、日本政府はいまだに
謝罪し、補償をすることを行っ
ていません。

スペインの法律を学び、研

究するための第1回目の会合
を、2月8日午後開催しました。

出席者は、治安維持法国賠
同盟から増本、針谷、斎藤、
田中の4氏が、横浜事件を支
援する会より橋本氏、富士国
際旅行社市原氏、国際人権活
動日本委員会からは吉田が参
加しました。この法律の日本
語訳を行ったスペイン在住中
の黒田清彦教授が帰国してか
ら第2回の打ち合わせを行う
予定です。（吉田好一）

第2回報告審査の要請団は、
第1次（2000年8月4日～12日、1
6名）、第2次（2001年8月21日
～8月31日、25名プラス先発隊3
名、現地合流組6名など総計で37
名）と異例の取り組みとなり、
他に、治安維持法国賠同盟（26
名）が別日程で参加し、現地で
合流した。審査に先立って、200
1年7月には社会権規約委員のリー
デル氏が日弁連の招待で来日し
た。

死刑制度と弁護士会の役割 ～パリ弁護士会の活動から何を学ぶか～

パリ弁護士会の会長、副会長などを招いて、3月25日（木）の6時から日本弁護士会館で行われた。

冒頭に挨拶した会長のカストラン氏は、フランスにおける死刑廃止の歴史にふれ、自由な民主主義の価値としての人の生命の大切さを強調。裁判には誤審の可能性が常にあり、死刑が執行されてしまったらとりかえしはつかないと発言した。

基調講演は、ジャン・イヴ・ル・ポルニュ副会長。日本では85%以上の人々が死刑制度を支持している状況にふれ、その根拠になっている犠

牲者の側からの声、見せしめの効果、凶悪犯罪の抑止効果、テロ防止などの理由について丁寧に反論し、意味のない論理と結んだ。死刑制度のない国、執行をしていない国は世界人口の3分の2になるが、それらの国が無責任で、凶悪犯罪が増えたということはない。

フランスでは、フランス革命の時代に「平和が戻ったら」という条件つきで死刑廃止が初めて記述されたが、実際に廃止されたのは1981年、ミッテラン大統領のとき。廃止前の世論は死刑制度賛成が55%、反対が45%だった（弁護士はほとんど

廃止論者、日本では弁護士の60%以上が存続）。ミッテランと司法大臣は「ギロチンは博物館の展示物。過去の遺物。野蛮な行為の痕跡、死刑は行政殺人である」と政治的勇気をふるって廃止した。それこそが歴史の進歩。犠牲者の声しか聞こえず、犠牲者の立場にしか身をおかない司法制度は生後ではなく尊敬すべきではない。民主主義と世論は区別して考えるべき。民主主義の危険は常にデマゴギーにかたむくこと。フランスは世論に抗して死刑廃止をしたのではなく、「政治的勇気の問題

だ」と結んだ。その後、ボルニュ氏に、新倉修氏（青山学院大学教授）、中村治郎氏（日弁連死刑執行停止法制定等提言・決議実現委員会副委員長）のパネリスト

を加え、コーディネーターの田鎖麻衣子氏（日弁連上記委員会副委員長）で、パネルディスカッションが行われた。そのなかでは死刑執行の問題（どう執行されているのか、情報が極端に少ない）や、弁護士は何をしたらよいのかにも及んだ。

20世紀は戦争と人権侵害の歴史、21世紀は戦争のない人権保障の世紀にしたい。西ドイツとイタリアは、戦後憲法で死刑を廃止した。その理由は戦前の人権侵害の歴史を繰り返さないため。死刑廃止、執行停止の世界の流れを日本にも影響させていきたい、などの決意と発言があった。

日弁連主催 人権シンポジウムその（1）

校長の捏造理由による都教委再雇用拒否事件

三次訴訟で、東京都・元校長を提訴

元東京都豊島区千川中学校教諭 田端 和子

1995年度の都教委再雇用選考で、理由も明かさず不採用になった私・田畑和子(元東京都豊島区立千川中学校教諭)は、これまでに訴訟を二回起こしてきました。

一次訴訟は、校長・中神嘉治が関与を否定し、狐につつまれたような状態で東京都に対し起こしたものです。この裁判で、中神校長が沢山の不合格理由を捏造し、豊島区教委がそれを基に不採用の内申を行ったこと、しかも区教委には内申権はなく違法行為を犯していたことが判明しました。しかし、裁判所は事実認定を避け「裁量権」を楯に私を敗訴させました。

次に中神校長を提訴したのが二次訴訟です。事実認定と名誉毀損を争いましたが、東京高裁藤村啓裁判長は「校長の行為は公権力の行使だから、校長の責を問うことはできない」と「偽証もOK」という判例違反の判決で、私を敗訴させま

した。

今回の三次訴訟は、それを踏まえて東京都及び中神元校長双方を被告にしました。内容は「校長による思想調査と虚偽報告の発覚、及び陳述書への虚偽記入・偽証」で、動かぬ証拠のあるものに絞りました。

中神元校長は、子ども達に正しいことを教えねばならぬ公立学校の校長としての職責を果たさず、出世のために人を陥れ、裁判所までも騙したのです。こういう校長が何のともがめも受けず再雇用され、今も教育公務員として教育に携わっている現状を正したいと思います。ご支援下さい。

< 第一回口頭弁論 >

・5月17日（月） 1時30分～

・東京地裁615法廷（原告の陳述あり）
傍聴支援をよろしくお願いたします。

前号（103号）からの活動日誌

- | | | |
|-------|--|---|
| 2月4日 | 治安維持法同盟「春を呼ぶ女性の集い」 | と会談 |
| 2月8日 | 「歴史の記憶に関する法律」に学ぶ第1回実行委員会 | 3月18日 社会権ワーキンググループ会議① |
| 2月12日 | 鈴木信幸さんを支援する会総会 | 3月19日 院内集会「国内人権機関設立を実現するために！」（日弁連主催） |
| 2月13日 | ・布川事件最高裁決定報告集会（日弁連主催）
・東京を考えるシンポジウム「もうごめん！石原コンクリート都政」 | 3月25日 日弁連主催「死刑制度と弁護士会の役割」 |
| 2月14日 | 名張毒ぶどう酒事件の再審開始をめざす学習集会 | 3月27日 横浜事件報告集会 |
| 2月16日 | 兵庫レッド・ページ裁判 | 3月30日 第2回代表者会議 |
| 2月23日 | 第2回幹事会 | 3月31日 宇都宮さん、海渡さんを励ます会 |
| 2月24日 | 「日の丸・君が代」強制解雇裁判判決 | 4月5日 鈴木信幸さんを支援する会幹事会 |
| 2月25日 | ・JAL客室乗務員監視ファイル裁判
・鈴木信幸さんを支援する会幹事会 | 4月8日 社会権事項委員会（2） |
| 3月02日 | 東京「君が代」裁判第1次訴訟控訴審 | 4月13日 鈴木信幸さん裁判準備期日（東京地裁） |
| 3月04日 | えん罪市民集会（日弁連主催） | 4月16日 ・国際人権コンサルテーション
・人権高等弁務官来日NGO MT打ち合わせ |
| 3月08日 | 3・8 国際女性デー | 4月19日 第3回幹事会 |
| 3月15日 | 「日の丸・君が代」再雇用拒否撤回第1次訴訟裁判 | 4月27日 「オーストラリアの国内人権機関に学ぶ」 |
| 3月16日 | アメリカ大使館ダニエル・ギャレット氏 | 4月28日 鈴木信幸さんを支援する会幹事会 |
| | | 5月3日 憲法記念の集い |
| | | 5月6日 平和後進出発 |
| | | 5月7日 兵庫レッド・ページ裁判第6回公判 |
| | | 5月10日 人権高等弁務官NGO MG 打ち合わせ |

掲 示 板

<裁判傍聴>

- 再雇用拒否田端和子争議第3次訴訟
・5月17日（月） 1時30分～
・東京地裁615号法廷
- 全港湾浪速運輸裁判 証人尋問
・5月20日（木） 13時～
・東京地裁620号法廷
- 東京美装セクハラ事件 第1回控訴審
・5月21日（金） 13時30分～
・東京高裁812号法廷
- 鈴木信幸さん解雇撤回裁判 証人尋問
・5月26日（水） 13時30分～17時
・東京地裁636号法廷

<集会・シンポ・イベント>

- もうガマンしない「全国青年大集会」
・5月16日（日） 13時～（メイン集会）
・東京 明治公園
・集会後アピールウォーク（17時解散予定）
- 第24回憲法フェスティバル
今年のテーマは「私の憲法」
・5月22日（土） 13時30分～17時15分
・講演（堤未果）、コンサート（ピアノとチェロ）、芝居（青年劇場）など
・参加費 前売2000円、当日2500円

- 「個人通報制度」学習会
・5月23日（日） 13時30分～
・群馬県大泉町公民館南別館
・講師 吉田好一（代表委員）
- 国会請願&レ・パ反対全国活動交流集会
・5月27日（木）各政党要請行動 11時～
請願行動 13時～ 交流集会 14時～16時30分（午前10時からロビーで受付開始）
・衆議院第1議員会館第3会議室

BOOK紹介

裁かれる者～沖田痴漢冤罪事件の10年 沖田光男著

10年前、帰宅途中の電車内で携帯電話で話をしている女性を注意し、逆にその女性から痴漢をされたと訴えられ逮捕された沖田光男さん。否認を貫いた21日間、沖田さんは「嫌疑不十分」という灰色の判断で釈放された。沖田さんは、いま、国や東京都、女性を相手に国家賠償を求めてたたかっている。忘れられない屈辱とこの10年のたたかいを沖田さんご自身がつづったブックレット。ご一読を。

かもがわ出版 1050円